

概要版

# 阿賀野市

第二次

# 環境基本計画



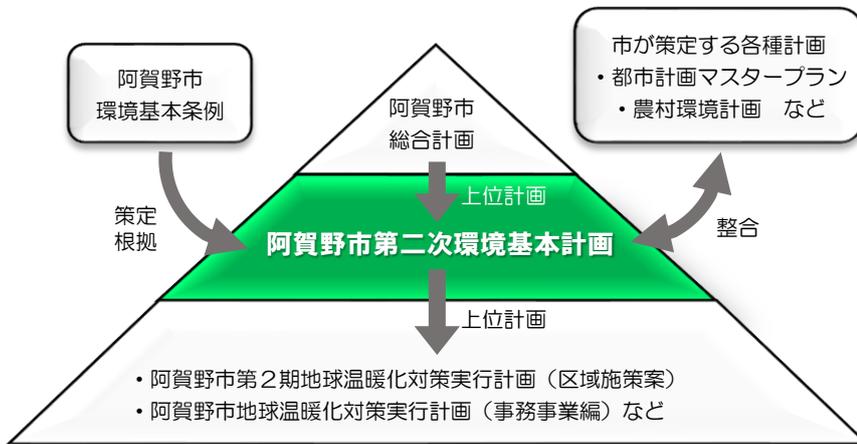
## 1 環境基本計画とは

環境基本計画とは、環境分野における基本となる計画です。環境の保全に関する長期的な目標を定めるとともに、環境分野の個別計画等に施策の基本的方向を示し、諸施策を総合化・体系化することで、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担っています。また、市の将来像を示したり、環境に関する具体的な方向性を定めたり、それを達成するための具体的な対策を示すものです。



瓢湖とハクチョウ  
出典：阿賀野市観光協会ホームページ

## 2 計画の位置づけ



本計画は、阿賀野市総合計画の部門別計画の一つとして位置づけられており、市が策定する各種計画と整合性をとっています。また、阿賀野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）など市が策定する環境関連の各種計画の上位計画となるものです。

## 3 対象期間、計画目標年度

本計画の対象期間は令和6年度から令和14年度とします。ただし、社会情勢の変化や環境の課題に柔軟に対応するため、期間内であっても必要に応じて見直します。

## 4 阿賀野市のあるべき姿

I 「五頭山、瓢湖、田園の地域の環（環境シンボル）」

森林資源の適正管理や農地・里山の保全、水辺環境の保全等により環境シンボルの保全を図ります。

II 「生産・製造から消費・使用、排出抑制・再使用・再利用の循環型社会の環」

4Rを推進することにより循環型社会を構築します。

III 「市民・事業者・市の協働の環」

市民団体等と市との連携や市民団体等への市の支援により三者の協働を推進します。



図 阿賀野のあるべき姿

**5 本計画の基本目標**

<b>自然環境</b>	五頭山、瓢湖、田園など阿賀野の自然環境を保全するまち	<b>生活環境</b>	循環型社会を構築し安心して暮らせるまち
<b>地球環境</b>	脱炭素社会に向けた社会構造、生活様式へ移行するまち	<b>環境教育</b>	地域活動を充実させ、環境教育を推進するまち

## (1) 施策体系

将来像

三つの環

基本目標

施策分類

具体的な施策

山とも  
土に  
創り、  
水、  
そして  
光の  
恵み  
を  
あり  
が  
とう  
の  
三  
つ  
の  
環

地域の環

自然環境に関する基本目標

緑環境の保全・育成・活用

1-1 森林資源の適正管理・有効利用  
1-2 農地・里山の保全・活用  
1-3 身近な緑空間の保全・創出・活用

生き物の生育環境の保全・創作

1-4 多様で貴重な生き物の生育環境の保全

水辺環境の保全・活用

1-5 多様な清流・水辺環境の保全

資源の有効利用と好循環による地域活性化

1-6 環境保全型・活用型産業の推進

循環型社会の環

生活環境に関する基本目標

安全・安心な暮らしの確保

2-1 防災対策の推進による暮らしの安全確保  
2-2 土壌・地下水汚染、有害化学物質対策の推進

良好な水質の保全

2-3 家庭、事業所における河川、湖沼、湧水などの水質保全

観測・監視体制の充実ならびに相談・指導体制の整備

2-4 騒音・振動の防止  
2-5 大気汚染・悪臭の防止

土地利用の適正管理と美しいまちづくり

2-6 適正な土地利用の計画・誘導  
2-7 地域・地区の特徴を活かした良好な景観づくり  
2-8 地域一体となった環境美化の推進

ごみの減量化・分別・適正処理の推進

2-9 4Rの推進と適正処理

地球環境に関する基本目標

地球温暖化に対応したまちづくり

3-1 エコ・コンパクトなまちづくり  
3-2 ヒートアイランド対策の推進

地球温暖化に対応したまちづくり

3-3 再生可能エネルギー、未利用エネルギー活用の推進  
3-4 エネルギーの効率的な利用の推進

地球温暖化に対応したまちづくり

3-5 省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及啓発  
3-6 事業活動に伴う環境負荷の低減・再生可能エネルギー等活用の推進

協働の環

環境教育に関する基本目標

地球温暖化に対応したまちづくり

4-1 誇り高い歴史・文化遺産の保全・継承  
4-2 環境教育・観光資源としての利活用の推進

地球温暖化に対応したまちづくり

4-3 身近な自然や地球環境に関する学習・教育の推進

地球温暖化に対応したまちづくり

4-4 環境を守り育てる人材の育成

地球温暖化に対応したまちづくり

4-5 産・官・民一体となったPR活動の展開

## ( 2 ) 自然環境に関する施策の方向性



### 1-1 森林資源の適正管理・有効利用

- ・除間伐などによる森林環境の整備や森林資源の適正管理を進め、森林が有する環境保全機能（水源涵養、国土保全、景観保全、レクリエーション、生物生息環境、CO<sub>2</sub>吸収など）の保全・向上に努めます。
- ・森林空間の整備にあたっては、森林の生態系への配慮を心がけます。地域住民や企業との連携を考慮した林業の振興を進めます。
- ・森林環境譲与税を活用した事業（森林整備、森林経営管理、林道維持管理等）を推進します。

### 1-2 農地・里山の保全・活用

- ・農業振興地域整備計画や農業農村振興計画などに基づき、優良農地の確保・保全を図ります。また荒廃・遊休農地の有効活用、集落営農などの支援を通じて、農地・農業の保全・向上に努めます。
- ・農地・農業の多面的機能（環境、景観、生物多様性、水資源管理など）として挙げられる国土保全、水源涵養、自然・生物環境の保全、良好な景観形成などの維持・向上に努めます。
- ・環境保全型農業先進地として、化学肥料や農薬などの使用削減と適正使用の普及を進めます。
- ・有機米の産地化と若者就労者の確保を進めます。
- ・自然環境や野生動物の生息環境を保全するとともに、サルやイノシシなどによる農作物の食害を防ぐため、里山の保全・整備に努めます。

### 1-3 身近な緑空間の保全・創出・活用

- ・既存の公園・緑地の保全に努めるとともに、地域の特性に応じた緑化を進めます。

### 1-4 多様で貴重な生き物の生育環境の保全

- ・生き物の生態系に配慮した土地利用や環境保全に取り組みます。
- ・貴重な固体群や植生などの特定植物群落をはじめ、原生林や自然樹林、水辺環境の維持・保全に努めます。
- ・多様な生き物の生息環境の確保に努めます。特に、五頭連峰に生息する貴重な生き物の保護・保全対策を強化します。
- ・地域の生態系に配慮した農薬管理や環境保全型農業を推進します。

### 1-5 多様な清流・水辺環境の保全

- ・親水空間の整備にあたっては、国・県との調整を図りながら、地域の生態系に配慮し実施します。
- ・市民や民間団体、関係機関との協働による河川・水辺の利活用策の検討並びに美化活動を進めます。
- ・流域連携による水辺環境や水資源の保全・管理・活用に努めます。

### 1-6 環境保全型・活用型産業の推進

- ・事業活動における省資源・省エネルギー対策を進め、環境に配慮した企業誘致を進めます。
- ・環境資源を最大限に保全・活用するため、農業者や商工業者、市民・民間団体との協働による農商工民連携、6次産業化を図ります。
- ・化学肥料や農薬などの使用量を低減した環境保全型農業を推進します。
- ・地下水や周辺河川等への水質汚濁を防ぐため、家畜排せつ物等の管理基準の遵守等、環境に配慮した畜産業を推進します。
- ・瓢湖のハクチョウと共生する有機農業や、豊富な森林資源を活用した林業の推進、五頭山麓の貴重な動植物や温泉地と連携する観光・環境教育の取組など、市の環境資源が継続的に好循環する仕組みを図ります。
- ・市の環境特性を活かした循環型環境ビジネスの振興やブランド化を図ります。

### ( 3 ) 生活環境に関する施策の方向性



#### 2-1 防災対策の推進による暮らしの安全確保

- ・治山、治水をはじめ、建物の耐震強化や防災情報発信など、幅広い防災・減災対策を進めます。
- ・防災講習や教育を通して、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。

#### 2-2 土壌・地下水汚染、有害化学物質対策の推進

- ・土壌汚染の発生が懸念される場合は、速やかな情報提供に努めます。
- ・地下水の水質分析、土壌汚染調査の充実にも努めます。
- ・水道水及び上下水汚泥への放射線物質の影響については、国の基準に従い、適正な検査や管理を行い、併せて情報開示を徹底します。

#### 2-3 家庭、事業所における河川、湖沼、湧水などの水質保全

- ・河川の水質分析・水位観測の充実にも努めます。
- ・市民や学校、事業者との協働による定期的な水質調査を行い、意識啓発に役立てます。
- ・湖沼や湧水の水質調査と、周辺を含む自然環境の監視・保全の育成・支援を進めます。
- ・河川や湖沼においては、水生植物の浄化作用の他、自然エネルギーを利用した水質浄化を検討します。
- ・公共下水道整備及び接続促進、合併処理浄化槽の普及など、生活排水対策を積極的に進めます。
- ・油漏れ事故等の人為的ミスによる異常水質事案の未然防止を図ります。

#### 2-4 騒音・振動の防止

- ・市が定めた指定区域内では特定施設の設置や建設作業時の届出の徹底により、工事や事業活動などに伴って生じる騒音や振動などの公害の未然防止を図ります。
- ・指定区域等に立地する工場等の事業者と環境保全協定の締結を進めることで、公害の未然防止に努めます。

#### 2-5 大気汚染・悪臭の防止

- ・県の大気観測データを活用し、光化学スモッグやPM2.5注意報等の発令時には、迅速かつ的確に市民、事業者へ周知します。
- ・大気汚染物質の排出を抑制するため、電気自動車等、大気環境への負荷が少ない低排出公害車の普及を促進します。
- ・排ガスの発生を抑制するため、急加減速や長時間のアイドリングを行わないなどのエコドライブの普及を促進します。
- ・県と連携し、建築材料や建築物の解体現場等からの大気中へのアスベスト飛散防止を図ります。
- ・工場や事業場等からの悪臭については、事業者者に対して指導を行い、その発生の防止を図ります。
- ・野焼きについては、現地指導や広報等を通じて廃棄物の適正処理を周知します。

#### 2-6 適正な土地利用の計画・誘導

- ・都市計画に基づき、適切な土地利用の誘導に努め、環境と調和した計画的なまちづくりを進めます。
- ・地域の環境特性に応じた企業立地や事業活動を誘導していきます。
- ・無秩序な開発行為を防止するとともに、空き地・空き家の有効活用の検討を進めます。

#### 2-7 地域・地区の特徴を活かした良好な景観づくり

- ・潤いある水辺景観、雄大な田園景観、緑豊かな住宅地・公園景観、歴史文化が香る街並み景観など、各地区の特性に応じた景観形成を図ります。
- ・観光振興にも寄与する市固有の景観の創出に努めます。

#### 2-8 地域一体となった環境美化の推進

- ・不法投棄の発見・防止と地域の安全確認を兼ねたクリーン作戦(美化活動)などにより、自治会や企業、子供たちと一体となった環境衛生・環境美化の取組を維持・推進します。

#### 2-9 4Rの推進と適正処理

- ・ごみの減量化と分別排出を徹底するよう啓発します。また、継続的な4R運動の啓発活動などを通じ、ごみの発生抑制・再利用・リサイクルなどに関する意識を普及・啓発します。
- ・生ごみ処理機の導入、マイバッグ運動の実践、リユース食器の活用、グリーン購入など、消費生活におけるごみ減量意識の普及・啓発を推進します。
- ・ごみ処理時に発生する熱エネルギー利用を検討します。
- ・ごみの減量化の徹底と分別意識の共有により、ごみ資源化を一層進めます。
- ・環境マネジメントシステムやゼロエミッションの普及・拡大に努め、事業活動における廃棄物の減量化・資源化の取組を進めます。
- ・廃棄物処理業者に対し、適正処理の指導を徹底します。

## ( 4 ) 地球環境に関する施策の方向性



### 3-1 エコ・コンパクトなまちづくり

- ・無秩序な市街地拡大をできるだけ抑え、自然環境の保全を図るため、都市的機能の集積と適正配置を進めます。また、市民の日常生活を支える商業・医療・福祉施設の適正立地により、便利で暮らしやすく、環境負荷の小さいエコ・コンパクトなまちづくりを進めます。
- ・国道49号阿賀野バイパスの整備により、市街地内の渋滞解消を図り、CO<sub>2</sub>削減に寄与します。

### 3-2 ヒートアイランド対策の推進

- ・家庭や事業所、公共施設での雨水利用・雨水浸透の推進、緑化や自然エネルギーの導入など、ヒートアイランド対策を進めます。

### 3-3 再生可能エネルギー、未利用エネルギー活用の推進

- ・製造業におけるエネルギーの効率的利用と再生可能エネルギー等の導入を検討します。また、生ごみや間伐材などのバイオマス資源の利活用による資源循環システムの構築を進めます。
- ・公共施設や住宅、産業活動における太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電の導入など、地域の特性に応じた自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を検討します。
- ・家庭や給食施設、飲食・宿泊施設などからの廃食用油回収とBDF化及び活用を検討します。

### 3-4 エネルギーの効率的な利用の推進

- ・家庭や学校、事業所などにおける省資源・省エネルギーの実践を促します。
- ・公共施設の整備にあたり省エネルギー型の設備・機器や自然エネルギーの導入を進めます。

### 3-5 省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及啓発

- ・省資源・省エネルギーに関する情報提供により、低炭素社会に向けた生活スタイルの普及を図ります。
- ・市民の主体的な省資源・省エネルギー活動を支援します。
- ・「地球温暖化対策実行計画」の策定により、市が率先して地球温暖化防止に取り組みます。

### 3-6 事業活動に伴う環境負荷の低減・再生可能エネルギー等活用の推進

- ・事業所における環境マネジメントシステムの導入や環境報告制度の普及、環境配慮指針の整備など、環境に配慮した企業づくりを支援します。
- ・事業活動におけるエネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの利用を検討し、導入を進めます。

## ( 5 ) 環境教育に関する施策の方向性



### 4-1 誇り高い歴史・文化遺産の保全・継承

- ・歴史・文化遺産を将来に渡り継承していくため、その保全・保護・管理に努めます。

### 4-2 環境教育・観光資源としての利活用の推進

- ・歴史・文化遺産を通じて、本市の伝統文化や地場産業などを学び、環境教育に役立てます。
- ・歴史・文化遺産の観光資源としての有益性を確認しこれからのまちづくりにつなげていきます。
- ・環境に関する各種講座や講習会を実施します。

### 4-3 身近な自然や地球環境に関する学習・教育の推進

- ・自然環境やごみ、地球温暖化などの環境問題について、市民講座や自然観察会といった市民等が学習する場を提供します。
- ・広報やホームページ等を活用し、市の環境施策や市民講座等の情報発信を行います。

### 4-4 環境を守り育てる人材の育成

- ・自治会や子ども会、民間団体等による美化活動や環境学習、まちづくり活動などを支援します。環境学習、環境保全活動を指導する人材の育成を支援します。

### 4-5 産・官・民一体となったPR活動の展開

- ・関係各団体と連携し、環境に関するイベントの情報提供や周知を行います。市の特徴的な環境保全活動やそれらに関わる産業や観光情報の紹介・PRを積極的に行います。
- ・本計画の進捗状況の確認、必要に応じた軌道修正等に対応できるよう、専門家も交えて、市民、民間団体、事業者、行政による進行管理の仕組みづくりを図ります。

## 7 推進体制

本計画は市・市民・事業者それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携することによって推進します。

市は、関係各課の長もしくは実務担当者と全庁一丸となって計画に取り組むとともに、市民や事業者との連携、国や県、関係機関等との連携を図ることとします。

市民や事業者に対しては、市が推進する環境保全対策への協力や活動等への参加を促すとともに、国や県、関係機関等による広域的視点からの取組に努めることとします。

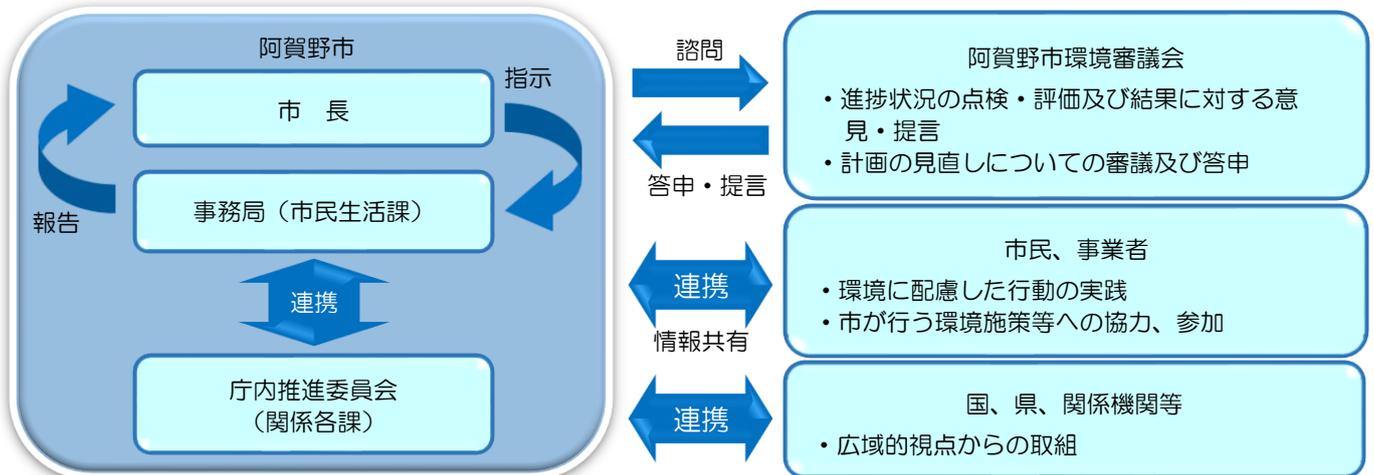


図 計画の推進体制

## 8 進行管理

本計画の進行管理は、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、評価、見直しを行います。

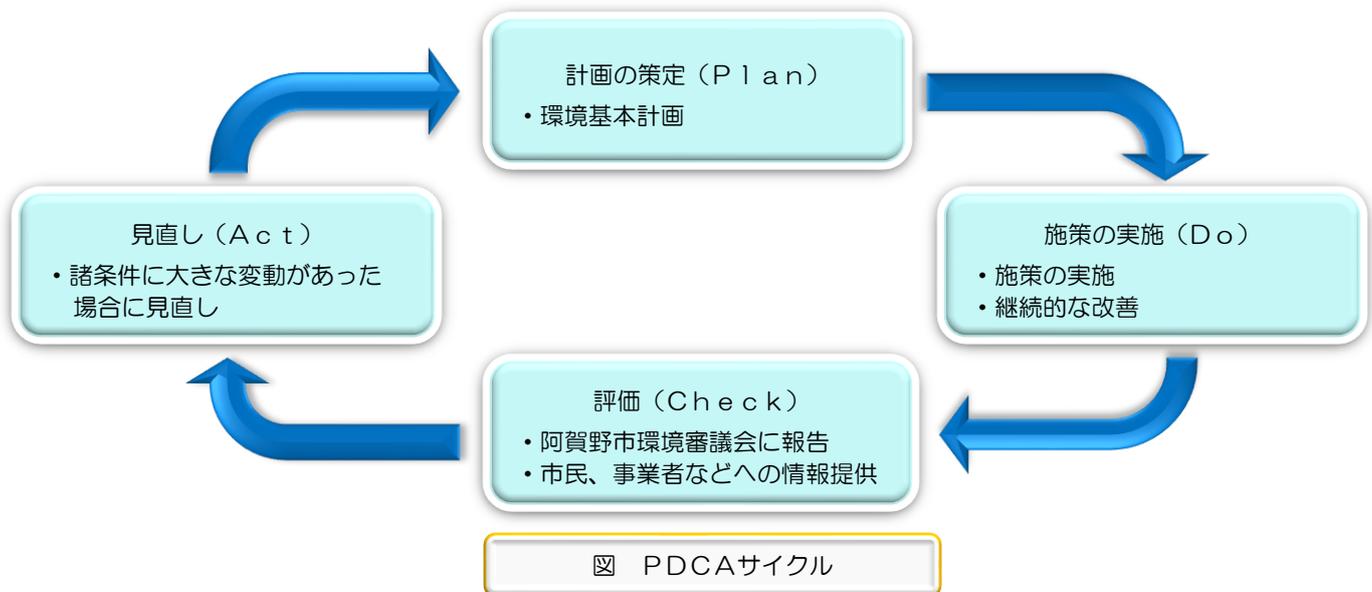


図 PDCAサイクル

### 阿賀野市第二次環境基本計画 概要版

策定機関：新潟県阿賀野市市民生活課 〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号  
電話番号：0250-62-2510（代表）

